

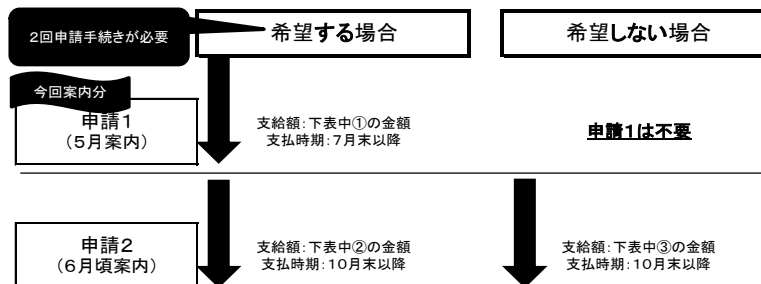
大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
4～6月分

(R2年度概要版)

新入生の保護者の皆様へ 京都府奨学のための給付金のご案内

- ◇ 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。
- ◇ 返済する必要のない給付金です。
- ◇ 下記対象者のうち、一部早期給付を希望する場合は申請してください。
- ◇ 一部早期給付は下表の①(給付年額1/4)について、先に申請するもので、②(給付年額3/4)についても別途申請が必要です(①と②で異なる添付書類が必要)。
- ◇ 6月頃に「京都府奨学のための給付金(一部早期給付以外)」を案内しますので、一部早期給付を希望しないで、6月頃以降に申請することも可能です。
(1回の手続で給付額年額の申請が完了)



◇ 一部早期給付の対象者 基準日(令和2年4月1日)現在

生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 住民税所得割非課税世帯 の保護者等
また、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

◇ 一部早期給付を希望する場合の申請について

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を6月末までに提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は、住民税の課税(非課税)証明書 他詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続が必要となります。)

◇ 給付額(年額)について

今回申請可

6月頃～申請可 6月頃～申請可

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③一部早期給付以外 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	21,000円	63,000円	84,000円
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	32,425円	97,275円	129,700円
住民税所得割非課税(通)	9,125円	27,375円	36,500円

※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。ただし、令和2年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

◇ 問い合わせ先

京都府立鴨沂高等学校 (電話 075-231-1512)

又は、京都府教育庁高校教育課学修支援係(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)

- ◇ 申請を希望されるかたは、5月19日(火)までに本校宛てに御連絡ください。
申請書類を送付します。

重要

※必ず保護者に渡してください。

一部早期給付
4～6月分

新入生の保護者の皆様へ

京都府奨学のための給付金のお知らせ

【国・公立高等学校等在籍生徒の保護者用】

京都府内に在住する生活保護世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の保護者に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

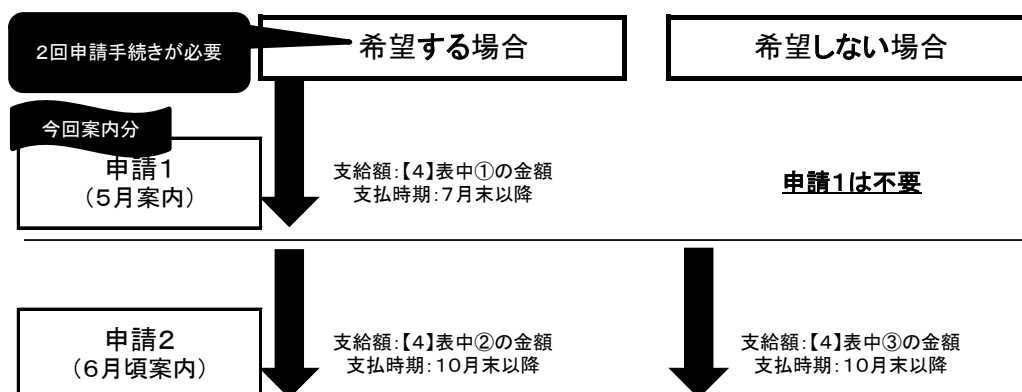
令和2年4月1日現在、次の①～⑥を、全て満たす方

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯である。
- ② 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住。
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。（海外在住は対象外）
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金、又は学び直し支援金の支給対象校に在学している。
※高等学校等就学支援金、又は学び直し支援金の受給資格のある高校生等の保護者が対象です。
- ④ 高校生等が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学。
- ⑤ 高校生等が以下の資金の給付を受けて いない。
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等で給付を受けている場合を除く。）
- ⑥ 高校生等が、通算3回（定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回）以上、本給付金の給付を受けて いない。
※ただし、学び直し支援金受給者については、これに加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）

【2】一部早期給付（希望者のみ）とは

特に入学時の負担が大きい新入生について、一部早期給付を希望する場合は4～6月分（年額給付額の1/4）を前倒しで支給します。4～6月分は令和元年度の課税証明書等で確認し、7～3月分（年額給付額の3/4）は令和2年度の課税証明書等で確認するため、1年で2回申請手続きが必要です（7～3月分の申請については6月頃、改めて学校から案内があります）。

一部早期給付（4～6月分）を希望しない場合は、6月頃に「京都府奨学のための給付金（一部早期給付以外）」を学校から案内しますので、その際に申請する場合は1回の手続で完了します。



【3】一部早期給付希望者の提出期限及び提出先

令和2年5月27日（水） 在学校へ提出してください。

【4】給付金額

区分	対象高校生等		①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③一部早期 給付以外 (年額)
A	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等、通信制】		8,075円	24,225円	32,300円
B	令和元年度 住民税所得割 非課税世帯 (道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合算額が0円)	1 通信制以外の高等学校に通う高校生等(3に該当する場合を除く。) 【全日制等】	21,000円	63,000円	84,000円
2 通信制の高等学校等に通う高校生等 【通信制】		9,125円	27,375円	36,500円	
3 通信制以外の高等学校に通う高校生等で、次のア又はイのいずれかに該当する高校生等 【全日制等】 ア 同一の保護者に扶養されている高校生等が2人以上いる場合 で、2人目以降の高校生等(※1) イ 同一の保護者に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満 (※2)の高校生等でない兄弟姉妹がいる高校生等		32,425円	97,275円	129,700円	
注: 非課税世帯で通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等*がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て「2」の給付額になり、通信制以外の高校生等は、すべて「3のア」の給付額になります。(*複数の高校生等は兄弟姉妹の場合に限る。)					

注：非課税世帯で通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等*がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て「2」の給付額になり、通信制以外の高校生等は、すべて「3のア」の給付額になります。(*複数の高校生等は兄弟姉妹の場合に限る。)

○高校生等＝京都府奨学のための給付金の対象となる高校生等です。

※1 同一の保護者に扶養されている高校生等が兄弟姉妹の場合に限る。

※2 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満とは、平成9年4月3日～平成17年4月1日までに生まれた方が該当。

【5】申請に必要な書類

区分	必要な書類
全員	申請書(第1号様式) 給付金振込先口座の通帳の写し (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、名義が記載されているページ)

+

区分	必要な書類
A	生活保護(生業扶助)受給証明書 ※発行日が令和2年4月1日以降であること
B	令和元年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類 ＝保護者(親権者全員)の下記①から③の書類のいずれか ①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し ③納税(非課税)通知書の写し。通知書が複数枚の場合は全てのページの写し。 保護者のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、控除対象配偶者(同一生計配偶者)の上記①～③の書類の提出は不要です。
C	令和元年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類(上記Bと同じ) 該当の兄弟姉妹等の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は扶養申立書も必要)

上記A～Cの区分は、【5】給付金額の区分です。

- 申請後、申請事項に変更が生じた場合(住所、口座名義等)は、変更届出の提出が必要です。届出は学校より入手してください。

【6】申請書の記入・留意事項

記入上の注意

- ・ 基準日（令和2年4月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 消せるボールペン、修正テープ、修正液は使用しないでください。
- ・ 訂正する場合は、二重線で削除して、訂正印を押印してください。
- ・ 申請書類の記入方法等は在学学校にお問い合わせください。

● はじめの4点に間違いがないか確認

- ・ ✓点を付けてから記入を始めてください。✓点がない場合、申請は受付できません。

1 申請者に関する事項

- ・ 申請者は、生徒ではなく**親権者（保護者等）**です。

【生徒に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合】

保護者（親権者）2名（父・母）のうち、当該兄弟姉妹を健康保険上扶養している方を申請者としてください。

【それ以外の場合】

保護者（親権者）2名（父・母）のうち、代表する1名を申請者としてください。

- ・ 給付金の振込口座は、申請者の名義の口座にしてください。（やむをえず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状の提出が必要です。）

2 生徒に関する事項

- ・ 「高等学校等における在学期間」欄は、申請時点で**在学中の学校から新しい順に**記入してください。（中学校以前の在学学校については、記入していただく必要はありません。）
- ・ 「奨学のための給付金」を受給した回数を該当の□に✓チェックしてください。

3 保護者等に関する事項

- ・ 生徒の保護者全員（申請者を含む。）の氏名・フリガナ等を記入してください。
- ・ 保護者のいずれかの住所が京都府でない場合は、その理由を記入してください。
※世帯の生活の本拠地が京都府でない場合は、生活の本拠地とする都道府県へ申請してください。
- ・ 保護者のうち一方でも、海外在住等で課税証明書が発行されない場合は、対象外となる場合があります。

4 生活保護受給の有無 ※必ず記入すること。

- ・ 令和2年4月1日現在の「生業扶助」の受給の有無を記入してください。
- ・ 生業扶助を受給されている場合は、生業扶助の受給が確認できる生活保護受給証明書を添付してください。（発行日は令和2年4月1日以降であること）
- ・ 生業扶助を受給されていない場合は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類を添付してください。

5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）に関する事項

- ・ 「扶養」とは 健康保険上の扶養 を指します。（税法上の扶養ではありません）
- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、記入不要です。
- ・ 令和2年度の申請の場合、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）とは、生年月日が平成9年4月3日から平成17年4月1日までの方が該当します。
- ・ 該当の兄弟姉妹が高校生等の場合、在学している高等学校等の名称を記入し、その学校の課程の該当の□に✓チェックしてください。

- ・ 該当の兄弟姉妹が高校生等でない場合、「高校生等でない」の□に✓チェックしてください。
- ・ **記入した兄弟姉妹の健康保険証（国民健康保険証）の写しを添付してください。（別添台紙）**
（健康保険証）兄弟姉妹が本人（被保険者）の健康保険証をお持ちの場合は、申請者に健康保険上扶養されていることが確認できないため、兄弟姉妹がいない者として給付金額を判定しますのでご注意ください。

（例）申請者が母親、健康保険証の扶養関係が父-子である場合、母親と子の扶養関係が確認できないため、兄弟姉妹は0名とする。

※上記の場合、申請者を父親とすると、兄弟姉妹の扶養関係が確認可能。

（国民健康保険証）健康保険上の扶養関係が確認できないため、申請者が当該兄弟姉妹を扶養している場合は、必ず国民健康保険証の写しと扶養申立書（別添台紙）の両方を提出してください。

6 所得の状況等に関する誓約

- ・ 上段□ **控除対象配偶者（同一生計配偶者）の所得に関する証明書類（課税証明書等）の添付を省略する場合は、□に✓チェックし控除対象配偶者（同一生計配偶者）の氏名を記入してください。**
- ・ 中段□ **保護者が一人の場合は、□に✓チェックし、氏名を記入してください。**
- ・ 下段□ **保護者のうち一人が他府県在住で、他府県へ同申請を申し込まない場合は、□に✓チェックしてください。**

7 申請内容等に関する個人情報を京都府が活用することについての同意書

- ・ 京都府のその他の奨学金等について、奨学のための給付金を受給した場合、支給額が調整されるものがあります。該当の奨学金等から奨学のための給付金の受給状況について照会があった場合、その求めに応じて、受給状況を回答します。

該当の奨学金等の受給の有無に関わらず全ての方が、記名・押印してください。

○該当する奨学金等

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金 | (4) 母子家庭奨学金 |
| (2) 京都府高等学校等修学資金 | (5) 京都府高校生給付型奨学金 |
| (3) 交通遺児奨学金 | |

8 在学状況等に関する証明

- ・ **在学されている学校で記入するため、保護者（申請者）の方は記入しないでください。**
- ・ 令和2年4月1日現在に在学する学校の校長による証明となります。

9 給付金の振込口座

- ・ 支給決定後、「京都府奨学のための給付金」を振り込む口座になります。**申請者本人（生徒ではなく親権者（保護者）です。）の口座を記入してください。**
- ・ やむを得ず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状が必要です。委任状は学校より入手し、学校へ提出してください。
- ・ ゆうちょ銀行でも振込は可能ですが、口座番号、支店名の記入誤りがないよう注意してください。支店名は、四四八など漢数字になります。通帳に記載されていない場合は、ゆうちょ銀行ホームページや取引郵便局で確認していただくようお願いします。
- ・ **振込口座のコピーを添付してください。**
 （金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、名義が分かる部分のコピー）

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（国・公立担当）
 京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係-（電話：075-574-7539）